

28 スーパーL資金等の金利負担軽減措置 【負担軽減特別融資枠 150,000(0) 百万円】

対策のポイント

認定農業者が借り入れるスーパーL資金等の金利負担軽減措置を実施し、意欲ある農業者の育成・確保を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

米国に端を発する金融危機、経済危機の影響を受け、農業者の経営は非常に厳しい状況にあります。このような中、食料の安定供給を図るためには、農作物の生産拡大に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

平成22年度及び23年度において認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

認定農業者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金（ただし、安定化長期資金、円滑化貸付を除く）

農業近代化資金

※ それぞれ国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

(2) 借入限度額

スーパーL資金 個人： 1億円 法人 3億円

農業近代化資金 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※ それぞれ500万円以下の融資は対象外

(3) 償還期限

スーパーL資金 25年以内（うち据置期間10年以内）

農業近代化資金 15年以内（うち据置期間7年以内）

(4) 融資枠

3,000億円（2年間）

(5) 金利負担軽減幅

最大2%の引き下げ（農山漁村振興基金による利子助成）

(6) 利子助成期間

貸付当初5年間

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

〔お問い合わせ先： 経営局金融調整課 （03-6744-2165(直))〕